工事現場等における施工体制の点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する請負工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、さいたま市が発注する請負工事において下請契約を締結するものに適 用する。

(施工体制の点検者)

- 第3条 施工体制の点検(第9条第3項及び第10条から第13条まで)については、 原則として監督員又は主任監督員(さいたま市請負工事監督規程による。以下「監督員等」という。)が行うものとする。
- 2 施工体制の点検は、原則として複数人で行うものとする。
- 3 施工体制の点検は、施工体制チェックポイントの項目について行うものとする。

(所属長への報告)

- 第4条 監督員等は、施工体制の点検をおこなった場合、その内容等を点検結果一覧表に て所属長に報告しなければならない。
- 2 監督員等は、施工体制の点検により不備又は疑義がある旨を確認した場合、その内容 等を工事点検結果報告書(様式1号)にて所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等に対し適切な指示を行い、施工体制の 適正化を図らなければならない。
- 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義がある旨の報告を受けた場合、必要 に応じて自ら当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。
- 5 所属長は、前項の聞き取り調査を実施した場合、聞き取り調査結果報告書(様式2号) を作成し部長に報告しなければならない。

(受注者への是正要求)

- 第5条 監督員等は、第4条第3項における所属長の指示に基づき、受注者に対して次の 各号の是正要求を行うものとする。
 - 一 軽微な不備においては、工事現場連絡票又は工事記録により是正要求を行うものと する。
 - 二 重大若しくは悪質な不備においては、所属長名の書面により是正要求を行うものとする。また、工事現場連絡票による是正措置要求後10日間以内に是正措置がとられない場合においても、同様の是正要求を行うものとする。
- 2 監督員等は、受注者から前項による是正要求に対する報告を受けた場合、すみやかに

是正状況を確認し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

- 第6条 所属長は、第5条第1項第二号の書面による是正要求後10日間以内に是正措置がとられない場合、若しくは第4条第4項による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、契約担当課長へその内容等を施工体制の不備・一括下請負の疑義工事報告書(様式3号)にて報告すると共に、関係課所と協議のうえ、さいたま市建設工事請負契約基準約款(以下「工事請負約款」という。)第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。
- 2 契約担当課長は、前項による報告を受けた場合、関係課所と必要に応じ協議のうえ、 工事請負約款第46条に基づき契約を解除するものとする。

(疑義情報の通知)

第7条 所属長は、第6条第1項により契約担当課長へ報告をおこなった場合、一括下請 負の疑義の内容等を、必要に応じ当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又 は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知 しなければならない。

(工事成績への反映)

第8条 監督員等は、施工体制の点検を通じて受注者に不適切な点があった場合、その内容、改善状況に応じて工事成績に適切に反映するものとする。

(入札・契約手続における監理技術者等の確認)

- 第9条 入札前においては、一般競争入札、公募型指名競争入札による工事について、配置予定監理技術者の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認(以下「専任等の確認」という。)を行うものとする。
- 2 入札後、契約前においては、前項のうち議会の議決に付すべき工事について配置予定 監理技術者の専任等の確認を行うものとする。
- 3 契約後着工前においては、監理技術者を配置する工事について監理技術者の専任等の 確認を行うものとする。

(CORINS登録の点検)

第10条 監督員等は、受注者が工事実績情報として作成する「登録のための確認のお願い」の内容を事前に点検するとともに、受注者から登録機関発行の「登録内容確認書」 の提示を受けるものとする。

(施工体制台帳の点検)

第11条 施工体制台帳の点検については、工事着工前に受注者に施工体制台帳の写しを 提出させ、行うものとする。また、工事着工後施工体制に変更が生じた場合、その都度 変更書類等を提出させ点検を行うものとする。 (工事現場における標識等の点検)

第12条 工事現場における標識等の点検については、工事施工中に行うものとし、工事 着工当初及び施工体制に変更が生じる毎に行うものとする。

(工事現場における施工状況の点検)

第13条 工事現場での施工状況の点検については、工事施工中に適宜行うものとする。 ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ点検頻度を増すものとする。

附則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約から適用し、平成27年3月3 1日までに締結した契約については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。